

全自交労連 2011 夏季労働セミナーを開催

職場・地域から「タクシー事業法」実現へ

2011年7月13日～15日

全自交労連は7月13日～15日の間、静岡県伊東市で「2011夏季労働セミナー」を全国から250人の仲間の参加で開きました。



今回のセミナーでは、従来の分散会討論から各テーマ毎の地方報告の全体討論に変え、全員が全国各地での運動の成果と課題を共有することをめざしました。また、タクシー適正化・活性化特措法施行1年10ヶ月近くを経過した中で、同法の限界を克服する「タクシー事業法」制定への意思統一を図りました。

藤野輝一副委員長が「3・11東日本大震災を乗り越え、全自交運動前進への率直な討論と学習を」と呼びかける開会あいさつで3日間のセミナーが始まりました。

主催者を代表して坂元幸一中央執行委員長があいさつし、「自主減車による労働条件の抜本改善は困難だ、労使一体で、台数規制・運賃規制が行える『タクシー事業法』実現を」と呼びかけました。

第1日は、日本労働弁護団会長でもある宮里邦雄顧問弁護士から『雇用と労働条件を守るために一活用しよう、労働組合の権限と力』と題する講演、続いて、国土交通省自動車局の船曳義郎旅客課長から『タクシー適正化・活性化法の施行状況等について』の講演を受けました。

その中で船曳課長は『供給量の削減が日車営収向上に結びついている』と、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡のデータをもとに検証しました。また、NPO等による自家用有償運送の拡大の動きに対しては、『公共交通を基本とし、NPOはあくまで補完的』と国交省の政策的立場を明確にしました。

2日目は、待鳥康博書記長から、①ハイタク産業の適正化へは道半ば②適正な賃金・労働条件の再確立に向けて③特措法による前進面と限界一法的規制の確立へ④地域における産別機能の維持強化に向けて一のセミナー課題提起を受けました。

今セミナーでの新企画として、テーマ毎に地方報告を全体集会の中で行いました。「大震

災関係」では岩手、宮城、福島の被災地の状況と取り組み、そして全国からの物資・カンパ・車両提供等の支援取り組みを代表して兵庫からの報告がありました。「春闘関係」では、北海道、東京、愛知、富山、長崎県タク、熊本からの報告。「交通政策関係系」では、新潟、東京、石川、大阪から、「争議組織関係」では、北海道、秋田、富山、神奈川、兵庫から、述べ19人が、それぞれ報告を行いました。

最終日は、待鳥書記長の「課題提起」を中心に全体での質疑討論を実施。岩手、東京、大阪、新潟からの発言を受けて待鳥書記長が答弁をしました。セミナーは、書記長の「まとめ」を受け、犬飼政則副委員長の閉会あいさつで全日程を終了。最後に、被災地から参加した岩手・宮城・福島の仲間も登壇しての「団結ガンバロー」三唱で締めくくりました。